

Q & A

(問) 慰労金の趣旨を教えてください

(答) 慰労金は、以下の趣旨を踏まえ、医療従事者等の皆様に慰労金を給付するものです。
①感染すると重症化するリスクが高い患者や利用者との接触を伴うこと
②継続して提供することが必要な業務であること
③医療機関等での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していること

(問) 「患者や利用者との接触を伴い」の趣旨を教えてください。

(答) 例えば、病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。また、利用者との接触には、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。患者や利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に患者や利用者に会う可能性が全くないような場合は対象とはなりません。なお、「患者」とは新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者）に限られません。他の疾病による患者も含まれます。

(問) 「継続して提供することが必要な業務」の趣旨を教えてください。

(答) 一定の期間継続的に提供することを前提とした業務であれば対象となります。

(問) 対象となる「医療従事者や職員」には、医師、看護師等専門職以外も含まれるのでしょうか？また、正社員、非常勤、嘱託、パート、アルバイト、派遣労働者等、雇用形態等により限定されるのでしょうか？委託業者の職員についても対象となりますか？

(答) 資格や職種による限定はありません。また雇用形態等による限定もありません。委託業者の職員であっても医療機関等における勤務内容によって対象となります。

(問) 支給対象期間中（令和3年6月1日から9月30日）、医療・介護・障がいの各施設等に勤務していたが、どのようにすみわけすればよいですか？

(答) どちらの区分でも申請していただくことが可能です。ただし重複申請は認められません。

(問) 既に退職している場合は、支給対象外となるのですか？

(答) 支給対象期間中（令和3年6月1日から9月30日）1日以上勤務し、患者や利用者と接する業務に従事していれば支給対象となります。勤務していた元の事業所の証明を得た上で申請してください。

(問) 支給対象者が亡くなっている場合、相続人が慰労金の支給を受けることができますか？

(答) 町が申請内容を確認した後に行う支給決定により、慰労金受給の権利が発生するため、町の支給決定前に亡くなられた方は慰労金を受給することができません。

(問) 慰労金は課税所得となるのでしょうか。

(答) 慰労金は非課税所得となります。

【お問い合わせ・提出先】

八百津町役場 総務課 政策調整係

〒505-0392 岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2
電話：0574-43-2111（内線2212・2394）